

(目的)

第1条 この要綱は、京都市緑の基本計画に基づく、市街地の緑の創出を図るため、緑化事業（以下「事業」という。）を行うものに対する助成の制度を設けることにより、都市の緑の創造を図り、地球温暖化防止、ヒートアイランド対策、都市環境の改善及び良好な景観に資することを目的として、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化 地面や人工的に造った植栽基盤を、植物で覆うことをいう。
- (2) 植栽基盤 植物の生育基盤である土壌又は土壌の機能を有する部分をいう。
- (3) 緑化重点地区 都市緑地法第4条に基づき本市が定めた緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）において、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべきとして定められた地区をいう。
- (4) 公衆用道路 建築基準法第42条に規定する道路をいう。
- (5) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物をいう。ただし、国、地方公共団体、特殊法人若しくはこれらに準じる団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (6) 地上 建築物の存する部分を除く敷地、又は駐車場をいう。
- (7) 敷地 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (8) 駐車場 道路の路面外に設置される自動車、原動機付自転車及び自転車の駐車のための施設をいう。
- (9) 可動式植栽基盤 植栽基盤のうち、プランターやコンテナ等の容器に土壌等を入れて使用するものをいう。
- (10) 樹木 高木、中木、生け垣をいう。高木とは、植栽時の地上高が3メートル以上のものをいい、中木とは、植栽時の地上高が1.5メートル以上3メートル未満のものをいい、生け垣とは、植栽時の地上高が0.3メートル以上1.5メートル未満のものをいう。なお、生け垣は、地上高0.6メートル未満の場合は延長1メートル当たり3本、地上高0.6メートル以上1.5メートル未満の場合は延長1メートル当たり2本を植栽するものとする。
- (11) 地上緑化 地上において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。

(12) 構造物 公衆用道路と植栽された植物の間に設置されるブロック塀や柵の基礎などをいう。ここでは、公衆用道路から植物を見た場合に、植物を完全に隠してしまうものをいい、植物を隠さない状態で設置される格子柵等は含まない。隠さない状態とは、道路側から無理なく植物等が見通せる状態であることとする。

(助成の対象)

第3条 市長は、本市緑化重点地区内の建築物又は地上を有する者が、これから着工する次の地上緑化に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

- (1) 新たに植栽する植物で緑化すること。
 - (2) 使用する植物は、樹木とする。
 - (3) 対象は、高木1本から、中木1本から、生け垣1mからとする。
 - (4) 原則として幅員4メートル以上の公衆用道路に面し、かつ建築物前面の視認できる場所に植栽されていること。
 - (5) 植栽基盤と公衆用道路との間に構造物がある場合、公衆用道路から構造物の天端までの高さが概ね1.5メートル以下であること。
 - (6) 公衆用道路から見た場合、構造物の高さが植栽した樹木の地上高の半分以下であること。
 - (7) 所有者とその関係者以外の市民の用に供される駐車場で緑化を行う場合には、(4)から(6)までの規定に関わらず、駐車場内から植物が見えること。
- 2 緑化面積については、別表1に定める基準に基づき算出するものとする。
 - 3 緑化については、新設及び増設を対象とし、第1項の規定にかかわらず、地上緑化について同一の敷地について既に本助成制度に基づく助成金を受けたことがある者には、助成金を交付しない。ただし、既に本制度に基づく助成金を受けたことがある者のうち、第12条第1項に定める育成管理義務の期間を終了した者が、同一の敷地に新たな植栽をする場合については、この限りでない。
 - 4 申請者は、当該申請を行った年度内かつ、市長が指定する期日までに事業を完了しなければならない。
 - 5 法令等により緑化を義務付けられている場合は、その基準を超えた部分の緑化を助成の対象とする。
 - 6 植栽を行う場所は、日が当たらない軒下、屋内、樹木の根が正常に発達することができない地盤その他の植物の成長に支障が生じるおそれがあるおそれはない。
 - 7 本助成制度以外の緑化に関する助成等を受ける事業については、本助成制度の対象外とする。
 - 8 緑化による成果物の販売や、課金を目的とする緑化箇所の公開等、明らかに営利目的であると判断される事業については、本助成制度の対象外とする。
 - 9 可動式植栽基盤による緑化は、支援の対象外とする。

(助成の対象経費)

第4条 助成金の対象となる費用は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、工事を申請者自らが行う場合の工事費は対象外とする。

- (1) 土壌及び土壌改良材の材料費
- (2) 植栽工事費（植物の材料費は除く）

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、市の積算基準に基づき算出された額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。（別表2参照）ただし、当該金額が500,000円を超える場合については、500,000円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 条例第9条の規定により、助成金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、民有地緑化支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施場所を示す位置図
- (2) 事業の概要を示す計画図（平面図）
- (3) 事業の実施場所の現況写真（事業の着手前の写真で、事業を実施する場所を2方向から写したもの）
- (4) 事業に要する費用の見積書（原本還付可）
- (5) 申請者と事業の実施場所の所有者が異なる場合は、当該所有者の承諾書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(審査結果通知とその取消)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合、申請内容を事前審査し、助成金を交付することを適当と認めるときは、その旨を、民有地緑化支援事業審査結果通知書（第2号様式）により、通知するものとする。

2 市長は、申請者が事業を中止し、又は廃止した場合、工事完了予定日（工事を延期した場合は、延期された工事完了予定日）までに工事が完了しない場合及び審査結果通知後にこの要綱の内容に適合していないことが明らかになった場合には、民有地緑化支援事業取消通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。また、当該通知書により助成を取消された場合は、当該年度内の再申請は認めないものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 民有地緑化支援事業審査結果通知書を受けた申請者は、事業が完了したときは、速やかに、民有地緑化支援事業実績報告書（第4号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の施工中及び完成後の写真で、完成後の写真については全体を把握できるもの
- (2) 事業に係る費用の支払領収書（内訳のわかるもの）（原本還付可）

- (3) その他市長が必要と認める書類
(申請事項の変更等)

第9条 民有地緑化支援事業審査結果通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該各号に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 工事の内容 民有地緑化支援事業工事内容変更申請書（第5号様式）、変更内容の概要を示す計画図（平面図）及び新たな見積書（原本還付可）
(2) 工事完了予定日 民有地緑化支援事業工事延期届（第6号様式）

2 市長は、前項第1号の規定による申請があった場合において、承認することを適当と認めるときは、その旨を、民有地緑化支援事業工事内容変更承認通知書（第7号様式）により、通知するものとする。

3 工事期間の延期は、1回限りとし、当初の工事完了予定日から2月を超えて延期することはできない。また、市長は、必要があると認めるときは、延期後の工事完了予定日を指定することができる。

(助成金の額の決定)

第10条 市長は、第8条の規定により報告があったときは、現地立会により完了審査を行い、事業の成果が第7条の規定による助成金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定して、民有地緑化支援事業助成金交付決定通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を決定した後に、申請者の請求により助成金を交付するものとする。

(育成管理義務)

第12条 緑化を実施し助成金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の翌年度から5年間、当該事業により整備した植栽等の保護及び適切な育成管理を行わなければならない。

2 前項の規定による期間中に、助成金の交付を受けた者が、やむを得ず当該事業により整備した植栽等を育成管理できなくなった場合は、速やかにその旨を市長に届け出たうえで、本要綱に適合し、かつ当該事業により整備した植栽等と同等以上の数量の緑を確保しなければならない。

3 前項の規定により新たに設置した緑は、本条例及び要綱の適用を受ける。

4 緑化を実施し助成金の交付を受けた者は、交付金を受けた年度の翌年度から5回、各年度末に、民有地緑化支援事業育成管理報告書（第9号様式）により市長に育成管理状況を報告しなければならない。また、交付金を受けた年度の翌年度から5年間は、市長から育成管理状況について報告を求められた場合、これに協力しなければならない。

(助成金の返還等)

第13条 市長は、助成金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又は助成金の交付の条件に違反したとき。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年6月23日から実施する。

(関連要綱の廃止)

- 2 京都市生け垣緑化助成制度事業実施要綱(平成11年5月19日制定、平成18年3月20日改定)、京都市建築物緑化助成事業実施要綱(平成18年3月27日制定、平成19年3月9日改定)及び京都市建築物緑化助成事業実施細目(平成19年3月9日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 元年7月31日から実施する。

民有地緑化支援事業実施要綱

別表1 緑化面積の算出基準（第3条第2項）

樹木の種類	植栽時の地上高	緑化面積
高木	3.0メートル以上	3.0平方メートル／本
中木	1.5メートル以上 3.0メートル未満	0.5平方メートル／本
生け垣	0.3メートル以上 1.5メートル未満	延長に1メートルを乗じた面積

※上記の表により樹木ごとに簡易に算出した面積を合計したものを緑化面積とする。

※上記の表により算出した緑化面積と現地の状況が著しく異なる場合には、別途現地の状況を勘案して算出する。

※緑化を実施した総面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表2 市の積算基準に基づく助成金算出の考え方（1本あたり）（第5条）

樹木の種類	規格	積算内容		
		名称	積算条件	数量
高木	H=3.0m以上 (C=0.2m以上)	道路植栽工 高木	幹周 20～40cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1本
		改良土壌材料費	山砂：バーク堆肥：真珠 岩系パーライト：土壌改 良材=6：2：1：1	0.550m ³
	H=3.0m以上 (C=0.2m未満)	道路植栽工 高木	幹周 20cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1本
		改良土壌材料費	同上	0.112m ³

中木	H=2.5m以上 3.0m未満	道路植栽工 中木	樹高 200~300cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1 本
		改良土壌材料費	同上	0.156m ³
	H=2.0m以上 2.5m未満	道路植栽工 中木	樹高 200~300cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1 本
		改良土壌材料費	同上	0.111m ³
	H=1.5m以上 2.0m未満	道路植栽工 中木	樹高 100~200cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1 本
		改良土壌材料費	同上	0.077m ³
生け垣	H=1.0m以上 1.5m未満	道路植栽工 中木	樹高 100~200cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1 本
		改良土壌材料費	同上	0.049m ³
	H=0.6m以上 1.0m未満	道路植栽工 中木	樹高 60~100cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1 本
		改良土壌材料費	同上	0.031m ³
	H=0.3m以上 0.6m未満	道路植栽工 低木	樹高 60cm 未満、 未供用区間、植樹割増有	1 本
		改良土壌材料費	同上	0.020m ³

※共通仮設費、現場管理費、一般管理費、消費税を含むものとする。

※間接費補正は次のとおりとする。

単価地区：I 地区、主たる工種：道路維持工事、施工地域等補正：大都市（2）

※土壌改良材の規格は次のとおりとする。

山砂：洗い無・真砂、真珠岩系パーライト：3mm 以下、土壌改良材：イソライト CG2 号

(第1号様式)

※調査日	※受付日	※受付No.
年 月 日	年 月 日	—

民有地緑化支援事業 助成金交付申請書

年 月 日

【あて先】京都市長

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電 話 (日中連絡可能な番号) _____

申請者と土地所有者の関係 _____ 本人 / 本人以外

下記のとおり、民有地緑化支援事業の助成金交付を申請します。

1 植樹場所 京都市 _____ 区 _____

(法令等の緑化義務^(※) 有 無)

2 工事期間 _____年_____月_____日 ~ _____年_____月_____日

3 施工業者名 _____

4 交付申請額 _____円 ※下記算出表による(千円未満切捨て、上限50万円)

【交付申請額 算出表】

種類	樹木の高さ	数量 (A)	助成額(円)※3 (B)	交付申請額(円) (A×B)
高木	3.0m以上(幹周0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上3.0m未満	本		
	2.0m以上2.5m未満	本		
	1.5m以上2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上0.6m未満 ※2	本		
合 計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

※3…植栽工事費(植物の材料費は除く)及び土壌改良材の材料費が対象

5 助成対象の確認

確認項目	チェック
緑化重点区域(=市街化区域)である。	<input type="checkbox"/>
地上で行う樹木による新規植栽である。	<input type="checkbox"/>
前面道路が幅員4m以上の公衆用道路である。	<input type="checkbox"/>
建築物の前面で、かつ道路から容易に植栽が見通せる。	<input type="checkbox"/>
土地所有者の承諾を得ている。	<input type="checkbox"/>
5年以上の育成管理を行うことができる(5年間は報告書を提出)。	<input type="checkbox"/>
営利を目的とした緑化でない(成果物の販売、課金を目的とする公開等)。	<input type="checkbox"/>
本制度以外の緑化に関する助成を受けていない。	<input type="checkbox"/>
法令等の緑化義務 ^(※) がある場合、義務の範囲を超える緑化である。	<input type="checkbox"/>

(※) 場所や開発内容によっては、敷地の一定面積の緑化が義務付けられています。

(例：京都市風致地区条例 風致地区内では敷地面積の20～40%以上の緑化義務)

■添付書類

- ① 位置図
- ② 計画図(平面図)
- ③ 現況写真(遠景と近景の2枚以上)
- ④ 植樹工事の見積書(助成対象樹木の規格・数量がわかるもの) ※原本還付可
- ⑤ 土地利用承諾書 ※申請者と土地所有者が異なる場合のみ
- ⑥ 義務を超える緑化とわかる資料(建築確認申請書など) ※緑化義務がある場合のみ

様

京都市長

民有地緑化支援事業 審査結果通知書

申請のありました民有地緑化支援事業（受付No. ー ）について、下記のとおり助成金交付を適当と認め、通知します。

記

1 植樹場所 京都市 区

2 交付予定額 円 ※下記算出表による（千円未満切捨て、上限50万円）

【交付予定額 算出表】

種類	樹木の長さ	数量 (A)	助成額 (円) (B)	交付予定額 (円) (A×B)
高木	3.0m以上(幹周 0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周 0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上 3.0m未満	本		
	2.0m以上 2.5m未満	本		
	1.5m以上 2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本		
合計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

3 実績報告書（第4号様式）の提出期日 年 月 日

※期日までに提出されないと、助成金交付が受けられない場合があります。

■ 備考

- 助成金交付額は、実績報告書の提出後の完了審査によって決定します。完了審査において、樹木の長さや数量などが申請内容に満たない場合には、助成金交付予定額から減額する場合があります。
- 工事内容を変更するときは、工事内容変更申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けてください。
- やむを得ない事情により工事を延期するときは、実績報告書（第4号様式）の提出期日までに工事延期届（第6号様式）を提出してください。ただし、工事の延期は1回限りとし、2箇月を超える延期はできません。
- 助成を受けた緑化について、京都市から公開等の依頼があった場合には、御協力をお願いします。

様

京都市長

民有地緑化支援事業 取消通知書

申請のありました民有地緑化支援事業（受付No. ー ）については、下記の理由により助成金交付を取り消します。

記

- 1 植樹場所 京都市 _____ 区 _____
- 2 交付予定額 _____ 円 ※下記算出表による（千円未満切捨て、上限50万円）

【交付予定額 算出表】

種類	樹木の高さ	数量 (A)	助成額 (円) (B)	交付予定額 (円) (A × B)
高木	3.0m以上(幹周 0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周 0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上 3.0m未満	本		
	2.0m以上 2.5m未満	本		
	1.5m以上 2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本		
合 計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

3 取消の理由

(第4号様式)

※完了審査日	※受付日	※受付No.
年 月 日	年 月 日	—

民有地緑化支援事業 実績報告書

年 月 日

【あて先】京都市長

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電 話 (日中連絡可能な番号) _____

民有地緑化支援事業 (受付No. _____) の実績を下記のとおり報告します。

1 植樹場所 京都市 _____ 区 _____

2 工事完了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 交付申請額 (実績) _____ 円 ※下記算出表による
(千円未満切捨て、上限50万円)

【交付申請額 算出表】

種類	樹木の高さ	実績数量 (A)	助成額 (円) (B)	交付申請額 (実績) (円) (A×B)
高木	3.0m以上(幹周 0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周 0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上 3.0m未満	本		
	2.0m以上 2.5m未満	本		
	1.5m以上 2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本		
合 計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

■添付書類

- ① 施工中及び完成後の写真 (完成後の写真は全体を把握できるもの)
- ② 植栽工事の領収書、または支払証明書等 (内訳のわかるもの) ※原本還付可

(第5号様式)

※調査日	※受付日	※受付No.
年 月 日	年 月 日	—

民有地緑化支援事業 工事内容変更申請書

年 月 日

【あて先】京都市長

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電 話 (日中連絡可能な番号) _____

民有地緑化支援事業 (受付No. _____) の工事について以下のとおり変更を申請します。

1 植樹場所 京都市 _____ 区 _____

2 工事期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 施工業者名 _____

4 交付申請額 _____ 円 ※下記算出表による (千円未満切捨て、上限50万円)

【交付申請額 算出表】

種類	樹木の長さ	数量 (A)	助成額 (円) (B)	交付申請額 (円) (A×B)
高木	3.0m以上(幹周0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上 3.0m未満	本		
	2.0m以上 2.5m未満	本		
	1.5m以上 2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本		
合 計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

■添付書類

- ① 変更計画図 (平面図)
- ② 植樹工事の変更見積書 (助成対象樹木の規格・数量がわかるもの) ※原本還付可

(第6号様式)

	※受付日	※受付No.
	年 月 日	—

民有地緑化支援事業 工事延期届

年 月 日

【あて先】京都市長

【申請者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印

電 話 (日中連絡可能な番号) _____

民有地緑化支援事業（受付No. _____）の工事延期を下記のとおり届け出ます。

記

1 植樹場所 京都市 _____ 区 _____

2 延期理由

3 工事完了期日

変更前 _____年____月____日

変更後 _____年____月____日

変更した工事完了期日までに工事を完了し、実績報告書を提出します。

■備考

- ① 工事の延期は一回限りです。再度延期届を提出することはできません。
- ② 2箇月を超えて延期することはできません。

様

京都市長

民有地緑化支援事業 工事内容変更承認通知書

申請のありました民有地緑化支援事業（受付No. ー ）の工事内容変更について、
下記のとおり承認し通知します。

記

1 植樹場所 京都市 区

2 交付予定額 円 ※下記算出表による（千円未満切捨て、上限50万円）

【交付予定額 算出表】

種類	樹木の高さ	数量 (A)	助成額 (円) (B)	交付予定額 (円) (A × B)
高木	3.0m以上(幹周 0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周 0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上 3.0m未満	本		
	2.0m以上 2.5m未満	本		
	1.5m以上 2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本		
合 計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

4 実績報告書（第4号様式）の提出期日 年 月 日

※期日までに提出されないと、助成金の交付が受けられない場合があります。

■備考

- ① 助成金交付額は、実績報告書の提出後の完了審査によって決定します。完了審査において、工事内容と申請内容に相違が認められた場合には、助成金交付予定額から減額する場合があります。
- ② 工事内容を変更するときは、工事内容変更申請書（第5号様式）を提出し、承認を受けてください。
- ③ やむを得ない事情により工事を延期するときは、実績報告書（第4号様式）の提出期日までに工事延期届（第6号様式）を提出してください。ただし、工事の延期は1回限りとし、2箇月を超える延期はできません。
- ④ 助成を受けた緑化について、京都市から公開等の依頼があった場合には、御協力をお願いします。

様

京都市長

民有地緑化支援事業 助成金交付決定通知書

申請のありました民有地緑化支援事業（受付No. ー ）について、完了審査の結果、下記のとおり助成金交付を決定しましたので、通知します。

記

1 申請場所 京都市 区

2 助成金交付額 円 ※下記算出表による（千円未満切捨て、上限50万円）

【交付額 算出表】

種類	樹木の高さ	数量 (A)	助成額 (円) (B)	交付額 (円) (A×B)
高木	3.0m以上(幹周 0.2m以上)	本		
	3.0m以上(幹周 0.2m未満)	本		
中木	2.5m以上 3.0m未満	本		
	2.0m以上 2.5m未満	本		
	1.5m以上 2.0m未満	本		
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本		
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本		
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本		
合計				

※1…延長1m当たり2本植栽 ※2…延長1m当たり3本植栽

■ 備考

- 助成金交付を受けた年度の翌年度から5年間は植栽を適切に育成管理する義務があります。毎年、育成管理報告書（第9号様式）を提出してください（年度末に申請者宛に様式を送付します）。
- 今後、やむを得ない事情（移転、改築等）により植栽を育成管理できなくなった場合は、速やかにその旨を市長に届け出たうえで、新たに同等以上の緑を確保してください。
- 上記①の期間中に、民有地緑化支援事業実施要綱又は助成金交付決定内容に違反したことが判明した場合や、上記②で新たな緑が確保できない場合は、助成金の一部または全部を返還していただくことがあります。
- 助成を受けた緑化について、京都市から公開等の依頼があった場合には、御協力をお願いします。

	※受付日	※受付No.
	年 月 日	—

民有地緑化支援事業 育成管理報告書

年 月 日

【あて先】京都市長

【報告者】

住 所 〒 _____

氏 名 _____

電 話 (日中連絡可能な番号) _____

民有地緑化支援事業（受付No. _____）について、下記のとおり、育成管理状況を報告します。

1 植樹場所 京都市 _____ 区 _____

2 植樹内容

種類	樹木の高さ	数量
高木	3.0m以上(幹周0.2m以上)	本
	3.0m以上(幹周0.2m未満)	本
中木	2.5m以上 3.0m未満	本
	2.0m以上 2.5m未満	本
	1.5m以上 2.0m未満	本
生け垣	1.0m以上 1.5m未満 ※1	本
	0.6m以上 1.0m未満 ※1	本
	0.3m以上 0.6m未満 ※2	本

※1…延長1m当たり2本植栽
※2…延長1m当たり3本植栽

3 育成管理状況

報告写真のとおり（裏面又は別紙） ※植樹の全景を2方向以上から撮影

■備考

- ① 助成金交付を受けた年度の翌年度から5年間は植栽を適切に育成管理する義務があります。毎年、育成管理報告書（第9号様式）を提出してください（年度末に申請者宛に本様式を送付します）。
- ② 報告書の内容が、助成金交付決定時の内容と相違があると判断した場合は、現地を確認させていただきます。
- ③ やむを得ない事情（移転、改築等）により植栽を育成管理できなくなった場合は、速やかにその旨を市長に届け出たうえで、新たに同等以上の緑を確保してください。
- ④ 緑化助成パンフレットや市HP等への写真掲載を依頼する場合があります。御協力をお願いします。

■植樹の全景（2方向以上）※報告書を提出する年度内に撮影したもの

写 真 ①

【撮影日 年 月 日】

写 真 ②

【撮影日 年 月 日】